

## 藤沢市民病院病棟用飲料水等の自動販売機設置に係る仕様書

### 1 設置場所

神奈川県藤沢市藤沢二丁目6番1号

藤沢市民病院 東館6階、7階、8階・西館5階、6階、7階、8階に各1台、計7台

※詳細は別紙図面を参照

### 2 設置機器の仕様

#### (1) 規格（下記に収まる範囲のもの）

幅(mm)	奥行(mm)	高さ(mm)	使用可能面積(m <sup>2</sup> )	備考
1,000	800	2,000	各0.8	東館ラウンジ3台
1,300	400	2,000	各0.52	西館ラウンジ4台

ア 貸付面積内に飲料水等の自動販売機・転倒防止器具・放熱余地等の全てが収まる大きさとする。

イ 設置にあたり必要となる設備工事等の一切の費用は、設置事業者の負担とし、工事内容については、事前に藤沢市民病院に申し入れ許可を得ること。

(2) 災害時において、当該自動販売機内の飲料水等を無償提供できる機能（専用鍵、切り替えスイッチ等）を備えた自動販売機とすること。

(3) 消費電力量の低減や環境対策機能を備え、環境に十分配慮した自動販売機とすること。

(4) デザイン、外観等は、設置場所への景観に配慮したデザインとすること。

(5) 500円硬貨及び1,000円札紙幣が使用できる自動販売機とすること。

### 3 販売品目

(1) 販売品目は、清涼飲料水等の飲料とし、酒類（いわゆるノンアルコールを含む。）の販売は行わないこと。

(2) 品目については、東館20種類以上、西館10種類以上とすること。

(3) お茶を販売すること。（HOT及びCOLD）

(4) ミネラルウォーターを販売すること。

(5) 経口補水液を販売すること。

(6) 炭酸飲料を販売すること。

(7) ジュース類（果汁100%のもの）を販売すること。

(8) コーヒーは無糖のものと砂糖入り（ミルク入りも可）のものを販売すること。

(9) 藤沢市民病院から販売品目及びHOT、COLDなど、要望があった場合は、変更事項等協議のうえ、速やかに変更すること。

(10) その他、記載のない詳細については、契約締結後、協議の上決定していくこととする。

#### 4 設置条件

- (1) 本契約の締結後、2018年(平成30年)11月1日(木)9時までに自動販売機が使用開始できるよう設置を完了させること。
- (2) 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費(計量器設置費用含む)、維持管理等にかかる一切の費用は、設置事業者の負担とする。
- (3) 自動販売機の設置にあたっては、日本工業規格の据付基準や日本自動販売システム機械工業会の自動販売機据付基準等を遵守し、できる限り建物の躯体に負担がかからない方式で転倒防止等の安全対策を講じること。
- (4) 災害時に当該自動販売機内の飲料水等を無償提供すること。
- (5) 自動販売機設置に伴う事故については、藤沢市民病院の責めに帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責めを負うこと。
- (6) 設置事業者は年度ごとに、年間売上数および売上額を年度末後30日以内に報告すること。

#### 5 維持管理

- (1) 商品の補充及び変更、消費期限の確認については、設置事業者が責任を持って行うこと。なお、設置場所が病棟であるため、入院患者等に対し充分配慮し作業にあたること。また、販売物品を起因とするトラブルや事故等の発生に対しては、設置事業者の責任において誠実に対応すること。
- (2) 補充等、いかなる作業においても設置場所(各病棟)に立ち入る際には、総務課への事前連絡を基本として、許可を得てから立ち入ること。
- (3) 商品補充頻度、補充ルートは事前協議の上、決定することとする。
- (4) 自動販売機の売上金の回収及びつり銭の補充を適切に行い、つり銭切れが発生しないようにすること。
- (5) 防犯対策のため、硬貨選別装置・紙幣識別装置のプログラム改変により偽造通貨や偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすこと。
- (6) 飲料水等のこぼれなどによる自動販売機周辺の床面の汚れを定期的に清掃すること。
- (7) 衛生管理及び感染症対策については、関連法令の遵守、徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅延なく手続きを行うこと。
- (8) 自動販売機に係る盗難事故や破損事故に関しては、藤沢市民病院の責めによることが明らかな場合を除き、藤沢市民病院は一切の責めを負わないこととする。また、設置事業者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧すること。

- (9) 自動販売機の故障や問い合わせについては、連絡先を明記し、設置事業者の責任において速やかに対応すること。
- (10) その他、記載が無く運用に関わることに關しては、都度、協議の上、決定することとする。

## 6 貸付料

貸付料は年額とする。

設置事業者として決定した者の入札金額に、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって年額貸付料とする。ただし、1年未満の期間に係る貸付料は、年額貸付料に基づき日割計算により算出した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とする。

また、貸付料には光熱水費を含むものとする。光熱水費（電気料金）については、一律で1台の年間電気使用量を1,500kwhとし、電気料金単価を平成29年度藤沢市民病院電気料金平均単価である19.84円/kwhとして、合計設置台数の7台を乗じた額208,320円を計上すること。

なお、契約期間中に消費税率の改定があった場合、貸付料の消費税相当分については、改定後の消費税率により算定した額とする。

## 7 使用上の注意

貸付決定以降、貸付期間終了までの間は、次の事項について遵守すること。

- (1) 賃貸借契約の条件を遵守し、賃貸料等を確実に納付すること。
- (2) 貸付物件への建物の建築や工作物の設置を行わないこと。
- (3) 貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為を行わないこと。
- (4) 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定しないこと。

## 8 原状回復等

- (1) 設置事業者は、契約期間満了又は解除等により契約が終了したときは、藤沢市民病院が指定する日までに速やかに原状回復すること。なお、原状回復に要する費用は設置事業者の負担とし、設置事業者は一切の補償を藤沢市民病院に請求することは出来ません。
- (2) 設置事業者は、契約が終了した場合、その他理由を問わず、納入した貸付料の返還を藤沢市民病院に請求することは出来ません。